

# 基金

- ・中小企業等事業再構築促進基金（中小企業等事業再構築促進事業）
- ・担い手経営発展支援基金（担い手経営発展支援金融対策事業）

令和4年11月10日（木）

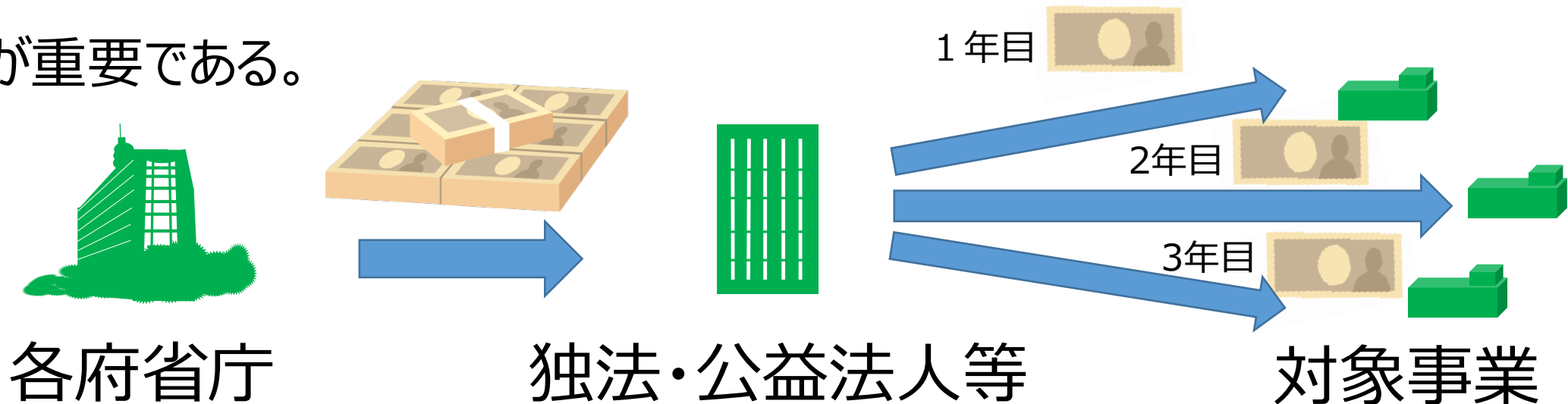
内閣官房行政改革推進本部事務局

説明資料

# 「基金」とは？

・独立行政法人・公益法人等が、国から交付された資金を原資として、複数年度にわたり支出することを目的として保有する金銭。 複数年度にわたり機動的な財政支出ができる利点がある一方で、執行管理の困難さも指摘されている。

・適正かつ効率的に国費を活用する観点から、各府省庁自らが執行状況を継続的に把握し、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを確立することが重要である。



## (参考) 点検のポイント

### (行政事業レビュー実施要領 抜粋)

- ア 「保有割合」の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠くことがないよう過去の執行実績や具体的な需要等を基に、精度の高い事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。
- イ 将来に発生し得る損失への備えを目的とした事業については、当該事業で備えるべき損失の範囲（対象とする期間や、経費の内容等）を明確にした上で、当該損失に応じた合理性ある事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。
- ウ 執行促進を目的として事業執行期間中に行う条件緩和や制度拡充には厳格に対応し、原則として余剰資金を国庫返納させるとともに、終了期限の延長についても、同様に厳格に対応する。
- エ 個別具体の事業を基金方式により実施することの必要性については、個々の事業の性質に応じて適切に判断する。特に、以下の3類型に該当しない事業については、基金方式によることなく実施できないか真摯に検討する。  
不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業、資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業、事業の進捗が他の事業の進捗に依存する事業
- オ 需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業は、意義や有効性に問題があると考えられる。レビューシートや基金シートにおける成果目標の達成状況などを踏まえ、廃止を含め基金事業の在り方について検討する。

### (「基金の再点検について」令和3年12月9日 行政改革推進会議 取りまとめ 抜粋)

こうした観点から、各府省においては、「行政事業レビュー実施要領」に示された点検方針、「秋のレビュー」における資金の保有方法及び効率的、効果的な管理費の支出方法に関する指摘を踏まえた再点検を早急に実施し、余剰資金について国庫返納を行うとともに、引き続き、不断の見直しを行うべきである。また、基金シートが基金シート等作成要領にのっとり適切かつ正確に作成されているか、改めて確認を行うべきである。

## (参考) 点検のポイント

〔「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」平成18年8月15日 閣議決定 抜粋〕

### 3 基金の設置及び基金事業に対する指導監督について

所管府省は、以下の基準に適合するよう基金法人を指導監督するとともに、以下の基準に従い必要な措置を講ずることとする。

新たに基金を設置する場合、所管府省は基金造成を目的とした補助金等を交付する際に補助金交付要綱等に以下の基準を明記することとする。

#### (1) 基金事業を終了する時期等に関する基準

ア 所管府省は、各基金について、以下の①及び②のとおり、基金事業を終了する時期（新規申請の受付を終了した後も既採択分の支払等の後年度負担が発生する事業（以下「後年度負担が発生する事業」という。）においては、新規申請の受付を終了する時期とする。以下同じ。）を設定することとする（ただし、法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業、事業を終了する時期の設定が国際交渉に影響を及ぼすおそれのある基金事業又は犯罪被害者等の救済を継続して行う基金事業については、この限りではない。）。

① 既に設置されている基金については、初回の見直しにあわせ、原則として平成27年度末を超えない範囲内で事業を終了する時期を設定することとする。

② 新たに設置する基金については、原則として設置後10年を超えない範囲内で事業を終了する時期をあらかじめ設定することとする。

なお、法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業及び当面の危機対応や社会経済情勢の変化への対応等のために事業を継続する必要性が認められる基金事業について、所管府省は事業を終了する時期を延長することができる。

# 中小企業等事業再構築促進基金【経済産業省】

【事業概要】 新規事業分野への進出等の新分野展開、事業・業態転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する。

【基金設置法人】 (独)中小企業基盤整備機構 (3年度末基金残高 1兆1,368億円)

## 【資金の流れ】



## 【収入・支出・基金残高の推移】

(単位：百万円)		3年度	4年度見込み
収入			
国からの資金交付額		1,148,527	712,314
運用収入		13	7
支出			
事業費		5,063	877,999
管理費		6,641	18,163
年度末基金残高		1,136,835	952,995

支援すべき対象に、適切な支援が行き届いているか。

所管府省庁及び基金設置法人における事前・事後の執行管理体制は適切か。

# 主な論点

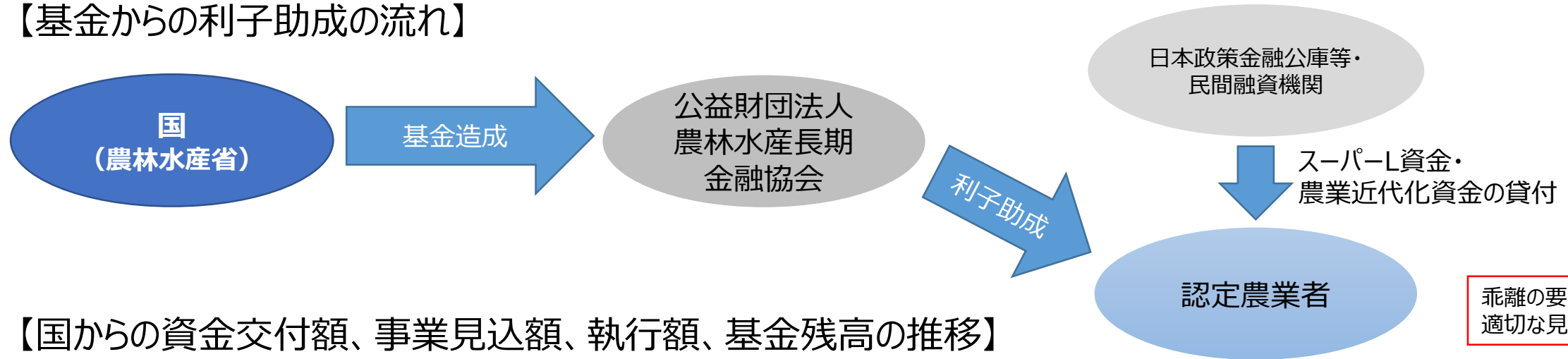
- 所管府省庁・基金設置法人が業務の状況等を適時適切に把握・監督するなど、適切な執行体制となっているか。
- 事務局業務は適切な規模・金額で行われているか。管理費は効率的に支出されているか。
- 執行計画は合理性・現実性のあるものか。また、本基金の保有水準は適切か。

# 担い手経営発展支援基金【農林水産省】

【事業概要】 認定農業者が新たに攻めの経営展開のために借り入れるスーパーL資金及び農業近代化資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する等の措置を講じる。

【基金設置法人】 公益財団法人 農林水産長期金融協会 （3年度末基金残高 101億円）

【基金からの利子助成の流れ】



乖離の要因は何か。  
適切な見込みといえるか。

【国からの資金交付額、事業見込額、執行額、基金残高の推移】

単位：百万円	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
基金造成額	8,296	2,918	—	—	—	1,720	—
事業見込額	—	686	729	1,057	1,065	1,221	1,428
執行額	—	51	228	423	605	654	668
(執行乖離)	—	635	501	634	460	567	760
基金残高	8,295	11,122	10,875	10,422	9,782	10,817	10,119

# 主な論点

- 事業見込みと執行額に大きな乖離が生じている要因は何か。
- 事業見込み・執行計画は合理性・現実性のあるものか。また、本基金の保有水準は適切か。
- 基金の終期を設定していないことは適切か。